令和5年10月7日(土)から令和5年10月9日(月)と 令和5年11月3日(金)から令和5年11月5日(日)は マイナンバーカードの手続きが、 全国で受付できなくなります(※)

(※)個人番号カード管理システムの機器更改に伴うメンテナンス作業を実施するため

期間中に受付できないマイナンバーカードの手続き

- ①マイナンバーカードの交付・交付申請書の出力
- ②継続利用(他区市町村からの転入)
- ③券面更新(板橋区内での転居や氏名変更など)
- 4 電子証明書の発行・失効・更新

- ⑤暗証番号の初期化(ロック解除)・変更
- ⑥在留期間の更新等に伴う有効期間変更 及び特例期間延長
- 7一時停止解除
- 8 その他システム操作を伴う手続き

お引越しの手続き(マイナンバーカードをお持ちの方)

板橋区から転出される方・・・

板橋区においてマイナンバーカードの手続きはありません。

新住所地での手続きは、転入先の自治体にご確認ください。

板橋区に転入される方・・・

転入手続きは可能です。しかし、転入に伴うマイナンバーカードの手続きはできません※ので、後日来庁が必要となります。

区内でお引越し(転居)される方・・・

転居手続きは可能です。しかし、転居に伴うマイナンバーカードの手続きができませんので、後日来庁が必要となります。

※住所変更後、マイナンバーカードを引き続き使用するためには、継続利用のお手続きが必要です。**転入届出日から90日以内に継続利用の申請を行わないとカードが失効し、再発行時に手数料(1,000円)が発生しますので、ご注意ください**。

【ご注意】

マイナンバーカードやマイナポータル(オンライン申請)を使った引っ越し手続きの場合、「住民基本台帳用暗証番号(数字4桁)」の入力をしていただきますが、入力を数回誤るとロックがかかり、暗証番号の初期化(ロック解除)が必要になります。 暗証番号の初期化(ロック解除)の手続きは10月10日以降に再来庁いただくこととなりますので、ご注意ください。

- ・各種証明書の発行などコンビニ交付サービスは通常通りご利用いただけます。
- ・板橋区役所北館2階10番窓口(マイナンバー総合案内)では、10月10日~20日の間、マイナンバーカード手続きのためのブースを増やします。 ぜひこの期間に、券面更新や電子証明書の発行などにお越しください。
- ※板橋区役所本庁舎では火曜夜間開庁(19:00まで)を実施しております(区内6か所の区民事務所では実施しておりません)。

【お問い合わせ】

- ○マイナンバーカードの手続きについて 板橋区マイナンバーコールセンター 03-6905-7031
- ○お引越しの手続きについて 住民異動係 03-3579-2205
- ○コンビニ交付サービスについて 証明係 03-3579-2210
- ○システム更改作業について(国)個人番号カードコールセンター 0570-783-578

日	月	火	水	木	金	土
10/1	2	3	4	5	6	\nearrow
\gg	\gg	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

マイナンバーカードの手続きが全国で受付できなくなる期間

	マイナンバーカード手続きのための
• •	ブース増設期間(板橋区役所本庁舎のみ)

极橋凶役所本庁舎の <u>開厅</u> 日

10/28(+)けカードな付のみ

板橋区役所本庁舎の <u>閉庁</u>

次回来庁時のマイナンバーカード手続き、必要な持ち物

手続き	持ち物	
 転入に伴うカード継続利用(転入届出日から90日以内に継続利用を行わないとカードが失効します) 転居 □ 氏名変更 □ その他 に伴うカード券面更新 □ 電子証明書の発行・更新・失効	- □ マイナンバーカード	
□ 在留期間の更新等に伴う有効期間変更及び特例期間延長	□ マイナンバーカード□ 在留カード	
□ 暗証番号の初期化(ロック解除) □ 一時停止解除	□ マイナンバーカード □ A1点またはB1点	
●同一世帯員 様のマイナンバーカード手続き ○住民基本台帳用暗証番号(数字4桁)がわかる場合		
手続き	持ち物	
□ 転入に伴うカード継続利用(転入届出日から90日以内に 継続利用を行わないとカードが失効します)□ 転居 □ 氏名変更 □ その他 に伴うカード券面更新	□ 本人のマイナンバーカード □ 代理人のA1点またはB2点	
□ 在留期間の更新等に伴う有効期間変更及び特例期間延長	□ 本人のマイナンバーカード □ 本人の在留カード □ 代理人のA1点またはB2点	
□ 暗証番号の初期化(ロック解除)※1	□ 本人のマイナンバーカード□ 本人のA1点またはB2点□ 代理人のA2点またはA1点とB1点	
 ○住民基本台帳用暗証番号(数字4桁)がわからない場合原則、ご本人様が来庁する必要があります。 しかし、以下の手続きにおいて照会書兼回答書※2があれば、代理ノコー電子証明書の発行・失効・更新コー 暗証番号の初期化(ロック解除)コー時停止解除 ※1 15歳未満の方及び成年被後見人の方は、マイナンバーカード + A1にお持ちいただければ法定代理人による届出が可能です(15歳~17歳必要になります。また、成年被後見人の場合は、登記事項証明書が必必要になります。また、成年被後見人の場合は、登記事項証明書が必要になります。また、成年被後見人の場合は、登記事項証明書が必要になります。また、成年被後見人の場合は、登記事項証明書が必要になります。また、成年被後見人の場合は、登記事項証明書が必要になります。また、成年被後見人の場合は、登記事項証明書が必要になります。また、成年被後見人の場合は、登記事項証明書が必要になります。また、成年被後見人の場合は、登記事項証明書が必要になります。また、成年被後見人の場合は、登記事項証明書が必要になります。また、成年被後見人の場合は、登記事項証明書が必要になります。 	点またはB1点と、法定代理人のA2点もしくはA1点とB1点を で法定代理人が届出を行う場合、戸籍謄本等で親子確認か	

А	□マイナンバーカード □住基カード(写真有り) □運転免許証(旧住所の場合B扱いとなります) □運転経歴証明書(H24.4.1以降に交付されたものに限ります。また、旧住所の場合B扱いとなります) □身体障害者手帳 □精神障害者保健福祉手帳 □療育手帳(愛の手帳) □旅券(日本国のもの) □特永カード・在留カード(写真有り)・一時庇護許可書・仮滞在許可書
В	 ※氏名及び生年月日、または氏名及び住所の記載があるものに限ります。 氏名がフリガナのみの場合、15歳以上の方であれば聴聞(口頭での本人確認)のうえ、対応可です。 □保険証(各種健康・後期・介護) □医療受給者証 □各種年金手帳(年金証書等も可) □診察券 □学生証 □学校名が記載された各種書類等(卒業証書等) □社員証 □官公署の職員証 □生活保護受給者証 □地方公共団体が発行する敬老手帳 □障害福祉サービス受給者証 □母子健康手帳(出生届出済証明の記載有) □児童扶養手当証書 □特別児童扶養手当証書 □旅券(外国政府のもの) □特永・在留(外登)カード(写真無し)